

## 令和元年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

令和元年9月11日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

1 番 於 久 弘 治  
 2 番 毛 利 洋 子  
 3 番 中 尾 勉  
 4 番 黒 田 健 一  
 5 番 井ノ口 憲 治  
 6 番 阿 部 輝 之  
 7 番 土 谷 信 也  
 8 番 成 重 博 文  
 9 番 中山田 健 晴  
 10 番 松 本 博 彰  
 11 番 河 野 徳 久  
 12 番 安 東 正 洋  
 13 番 北 崎 安 行  
 14 番 河 野 正 春  
 15 番 菅 健 雄  
 16 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	板 井 保 明
専 門 員	小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市参事兼市民課長	近 藤 幸 一

保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	黒 木 雄 二
耕 地 林 業 課 長	早 田 博 昭
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 真 治
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	藤 重 深 雪
	地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長
	大 力 雅 昭
市 参 事 兼 消 防 長	宗 高 徳
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 規 係 長	
	小 野 政 文
総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	
	都 甲 さおり
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
教 育 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に7番、土谷信也君、副委員長に6番、阿部輝之君、以上のとおりであります。

○議長（菅 健雄君） 日程第1一般質問を行います。一般質問の通告表の順序により、11番、河野徳久君の発言を許します。11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、新政会の河野徳久です。質問に入る前に、8月27日からの記録的な大雨により被害に遭われました人々、また台風15号による被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

9月11日

まず、1番目にふるさと納税についてです。今年度の納税額の目標、昨年度の実績、本年8月末までの納税額と昨年度との比較について教えていただきたいと思ひます。

次に、返礼品等の財源についてです。返礼品と諸経費の財源はこれまで一般財源から引き当てし、納税額を基金に積み立てていますが、納税額がふえれば一般財源からの持ち出しもふえます。決算時に返礼品、諸経費を差し引きし、基金に積み立てるようにしたほうがわかりやすいと思ひますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ふるさと納税に関するご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の質問の本年度の目標についてお答えする前に、これまでの実績についてご説明させていただきます。

まず、ふるさと納税の一昨年の実績は約1億4,000万円でございます。これに対して、昨年度の実績は約2億8,000万円という多額の寄附をいただきました。これは前年と比べほぼ倍増となり、過去最高の寄附となったところであります。ふるさと納税の諸経費は約5割ということをご考慮しますと、諸経費を全額引いても約1億4,000万円が残ることになります。

皆様からご心配いただきました高校生までの医療費無料化拡充分と、幼稚園から中学校までの給食費無償化に係る経費は約9,100万円が必要でございます。その経費を全額充当いたしましても、約4億9,000万円上回る結果となりましたので、ご安心いただきたいと思ひます。これまでの寄附を積み立ててきた平成30年度末のふるさと納税分の基金は、結果として5億1,500万円となっておりますので、今後についてもご安心いただきたいと思ひます。

次に、今年度のふるさと納税の目標額は昨年度実績を勘案し、当初3億円でスタートさせていただきました。現時点での寄附の状況は、8月末時点で約1億1,000万円であり、前年度同期に比べて約4億5,000万円の増という順調な滑り出しを見せております。

こうした状況を踏まえ、目標をさらに高く3億3,000万円として、今後引き続き努力してまいりたいと考えております。ふるさと納税は、本市の子育て支援の貴重な財源でありますので、引き続き議員各位のご協力をよろしくお願ひいたします。

その他のご質問は、担当課長に答弁をさせますのでよろしくお願ひいたします。大変申し訳ありません。

ん。子育ての支援の経費について9,100万円が必要となりましたが、その経費を全額充当いたしましても約4,900万円上回る結果となりましたということで、4,900万円を4億9,000万円と申したので修正をさせていただきますたいと思ひます。

それから、さらに進んで、現時点の寄附の状況は8月末時点で1億1,000万円であり、前年同期に比べて約4,500万円の増ということで、これを4億5,000万円という形で述べたのを、4,500万円の増ということに修正をさせていただきますたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 健雄君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、2点目のご質問の返礼品等の財源に関するご質問にお答えをさせていただきますたいと思ひます。

ふるさと納税は、寄附をたくさんいただければいただくほど、返礼品や宅配送料等の諸経費も比例してふえていきます。

諸経費は寄附額の約半分の5割でありまして、内訳は返礼品が3割、宅配送料やサイトの手数料等が2割となります。これまで、ふるさと納税に係る諸経費は全額一般財源から支出をするの方針で行ってまいりました。その中で、昨年度は約2億8,000万円という予想を超える寄附をいただき、私たちも初めての経験となりましたので、今のままの方法を続けるのはさすがに無理があるだろうということで、これは非常にありがたい悩みではあるんですが、やはり見直しをすべきだろうと、そういうことで内部で議論をしてまいりました。

加えて、本年3月の予算審査特別委員会で、この経費の問題については河野徳久議員さんのご質疑の中でご指摘をいただいております。このような経過を踏まえて予算委員会でもご答弁をさせていただきましたが、今年度から諸経費の内、返礼品の経費については一般財源ではなく、いただいた寄附金を財源として充てるということで、運用を変更させていただきますたいと考えております。

具体的な経費の仕分け方法としては、決算時に寄附金から返礼品の経費、約3割分を引いて積み立てる方式を考えております。この方法であれば、寄附がふえればふえるほど、市の経費もふえるという課題は一定程度解消できると考えております。今年度から法律が改正され、お礼の品は寄附額の3割以内、さらにご当地の地場産品に限るという統一ルールと

なりました。寄附がふえる年末に向けて、この9月からは寄附の受付サイトも5個から7個にふやします。今後も知恵を出し、そして工夫をしながら高い目標を達成できるように、最大限の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 再質問をします。

ふるさと納税の寄附額が平成30年度は、平成29年度と比較して2倍になっております。18歳までの医療費無料化、学校給食無償化施策を決定した後と重なります。もちろん、返礼品の充実にご協力をいただきました皆さん、知恵を出し合い豊後高田市の魅力発信に努めていただいた方々のおかげと私は思います。市として、ふるさと納税がふえていることをどのように分析されていますか、お尋ねをいたします。

○議長（菅 健雄君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税がふえている要因につきましては、議員さんからご紹介をいただいたとおり、基本的には総合的な取り組みの結果であると、そういうふうに思っております。返礼品につきましても、市内の生産者、それから事業者の皆さんの絶大なるご協力をいただきまして、現在では約360品と、年々ふやしていただいております。

そして、返礼品をただお送りするのではなく、梱包方法もコンパクトにしたり、それから保管方法やおいしい食べ方、調理の仕方等を詳しく記載したパンフレット等も同封してお送りしていただいております。本当にさまざまな工夫をしていただいております。さらに、返礼品が非常においしかったということで、ふるさと納税ではなく直接事業者の方から購入されるという方もいらっしゃるようです。地場産業の振興という面からも非常にありがたいと、そういうふうに思っております。

そして、もう一つの柱としてこれは非常に重要であるというふうに考えておりますが、いただいた寄附金の使い道を詳しくご説明することだというふうに思っています。ふるさと納税は、寄附をしようとする方々にあらかじめ寄附金の使い道を提示しなければなりません。その使い道も子育て分野をはじめとして、環境保全や自治体にお任せといったように

全国的にはさまざまな種類があるようであります。

通常多くの自治体では何種類かの使い道を提示し、希望する使い道に寄附をしていただきます。これに対しまして、本市では子育て支援のみに限定をして自主製作した動画なども活用しまして、市の取り組み内容を詳しくご紹介をさせていただいております。寄附をいただく際に子育て支援に頑張ってくださいという応援メッセージもたくさんいただくようになりました。これはあくまで現場の感覚ではありますけれども、人口減少という社会全体の課題の中で、子育て支援に絞ってふるさと納税に取り組む本市の姿勢に多くの方々から共感いただいているとそういうふう感じております。これもふるさと納税がふえている要因の一つではないかと考えております。

現在、市長を先頭に職員一丸となってPRに努めておりますし、議員各位、そして生産者、事業者の皆さんをはじめとする多くの市民の皆さんのご協力で、この制度を支えていただいております。こうした総合的な取り組みが本市、ふるさと納税がふえている結果になっていると、そういう分析をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） ふるさと納税がふえている原因は、やはり子育て支援に特化した発信が大いに影響しているという今の答弁をいただき、大変職員の皆さんが頑張っていることに敬意を表して、次の質問に移りたいと思っております。

2番目に、死亡時の負担軽減についてです。ここ数年より世相に変化が起こりつつあるのか、死亡時のお別れが家族葬でとり行われることがふえていたかのように感じます。都市部においては、通夜などに行わず火葬のみを行う直葬なるお別れもふえていると耳にいたしました。葬祭、埋葬後に喪主等が申請をすれば補助金が支給されますが、その内容、区別、補助金額についてお聞きをいたします。また、直葬にした場合の補助金は支給されるのでしょうか。

次に、悠久の杜の運用も8年が経過をいたしました。すばらし景色と美しい自然に囲まれた中で、霊が天に上るかのようであります。立派な本市の火葬場の使用料は1万2,000円ですので、県下他の市町村と比較して高いと思っているではありません。佐々木市政では、子育て支援の充実をこれまでいろいろと進めてこられました。

本年4月からゼロ歳から5歳時の保育無料化と、

9月11日

世帯の所得要件なしによる幼稚園授業料無料化を実施しています。10月から国により実施され、国からお金がおりてくるようになります。これにより子育て支援のための予算に余裕ができると思います。市長、先程お聞きしたとおり、ふるさと納税の納税額もふえてきていることです。この保育料無料化等の財源やふるさと納税の基金を使って火葬場使用料を無料にできないでしょうか。

なお、先程ふるさと納税の質問の中で教育に特化した発信をしているから、これが納税額のアップにつながっているというご答弁をいただき、今私がこの火葬料無料にふるさと納税を使用してはどうかということをお述べてきましたが、この件についてはもう私も理解をいたしました。しかし、市民みんながいずれは使うであろう火葬場を無料にしていきたい、そういう一念から、この無料を申し上げております。また、議長に通告をしておりますので、先程説明がありましたけど、このような質問になりましたことをお許し願いたいと思います。

まずは、この1回目の答弁をお聞きしたいと思えます。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 死亡時の負担軽減、火葬場使用料の無料化について、ご質問にお答えいたします。

まず、本市の火葬場悠久の杜につきましては、平成23年に稼働以来、大きな事故もなく順調に稼働しているところであります。そして、火葬に際しては市民の場合、大人は1万2,000円の使用料をいただいているところでございます。この火葬場使用料は、ふるさと納税を財源として活用し無料化できないかとのご質問ですが、これについては全国の皆さんに対して、子育てを応援する目的に賛同いただいたことによるご寄附をいただいておりますので、火葬場使用料の財源に充てることは考えておりません。しかしながら、火葬場使用料無料化については死亡時のご遺族の負担軽減の観点とともに、市民の皆さん、全員に関係するものでございますので、今後前向きに検討をさせていただきたいと思えます。どうか、よろしく願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、死亡時の負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

葬祭費の支給についてですが、国保加入者につい

ては市より、後期高齢者加入者については後期高齢者医療広域連合より2万円支給しております。また、葬祭に関係なく、火葬のみを行った場合においても葬祭費として同額を支給しております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） ただいま火葬料無料については、前向きに検討するというお答えはいただきましたが、何となく前向きに進むかどうかなという、私から見ると不安があるというか、ちょっと当てにならないような返事に聞こえたわけです。やはり、9月議会が終わりますと来年度の予算編成に入ると思われます。豊後高田市民が、全員が関係する火葬料です。そして、また悠久の杜が完成して8年を経過してまだ新しい立派なものです。

先程述べましたように、霊が天に上るような今の火葬場のある時に無料にして、市民から市の一般財源を使ってでも市民みんながお送りをしているというような意味を込めるためにも、早い時期にこれを取り組んでほしいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先程、この件につきまして前向きに検討するという答弁をさせていただきました。これにつきましても、実行する場合、まず条例改正をしないとできないわけでありまして、まず条例改正を議会に提案して、それが通過しますと実質的に3月の予算編成に向かっていく方向になるのかなと。そういう意味で、まだ条例も何も改正しておらないのも事実でありますし、議員さんの意向も踏まえて前向きに検討させていただきたいと、こういう気持ちであります。よろしく願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 3番目に市道の安全対策についてです。西日本土木株式会社横から高田小学校校門を通り過ぎた交差点までは、歩道の切り下げ、そして道路舗装も新しくなりました。高田小学校前の交差点から犬田森線の市道交差点までは車道、歩道も比較的新しく整備の必要性はないのではと思います。しかしながら、道路改良時の歩道の両側はほとんどが水田で排水、用水を兼ねた水路整備のためオープン水路です。

現在、新しい住宅が建設され、子どもも多数おられます水路にふたをかけるか、防護柵を設置する計画はありますか、お尋ねをいたします。

○議長（菅 健雄君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、市道の安全対策についてのご質問にお答えします。

ご質問の区間につきましては、小学校が近く幹線道路沿いということもあり、近年周辺農地の宅地化が急速に進み、現在では多くの家が立ち並ぶ住宅地となっています。ご指摘の側溝は、完成当時周辺がほとんど農地であったため、農業用の用水と道路排水を兼ねた維持管理が容易に行えるふたのない構造で整備されました。しかしながら、周辺の利用形態が農地から住宅地へと変わったことや、宅地化により歩道を利用される方が大幅に増加していることなど、側溝の利用状況や安全面からも現状にそぐわない状況となっています。

議員ご指摘のとおり、本市道沿いは多くの住宅が立ち並び、また高田小学校への通学路となっていることなどから、歩行者に対する安全対策を講じる必要性が非常に高いと考えられるため、本年度より早急に対策工事を行ってまいりたいと思います。

なお、具体的な対策としましては側溝のふたかけを行えるよう施工した場合、構造上大規模な改修が必要なことや、すでに隣接地に住宅が建っているため、施工による影響が大きいことなどを考慮し、転落防止柵の設置により安全対策を行っていきたいと考えております。

本区間につきましては、施工延長が長いため数年かけての施工となりますが、早期完成が図れるよう来年度以降も計画的に実施してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） ただいまの防護柵で対応していただけたというお返事をいただきましたが、予算の都合もあるでしょうけど、できるだけ早く取り組んで完了していただきたいと思います。

それでは、4番目に教育問題についてです。今年の夏休みに知り合いの家族が小学5年生になるお子さんを連れてきた時の話を述べてさせていただきます。2年前に会った時には眼鏡をしていなかったお子さんが、分厚いレンズの眼鏡をかけていたので、ついなぜと聞いてしまいました。お母さんがゲーム機やタブレットの使い過ぎなんですと、調子悪そうに言っていました。

私が、子どもの時遊びに来るとセミとりやチョウチョウを追っかけたり、川でカニを捕まえたり、ス

ギの実鉄砲をつくり打ち合っただけで遊んでもらった思い出があります。子どもが通っている学校では、学校と保護者会との約束として、放課後児童の安心安全を第一に考え、子どもだけの公園での遊びは禁止、保護者が在宅していない家には行ってはいけない。水遊びをしてはいけない等々あります。視力の調整を子どもと1日1時間以上ゲームをしないと約束はしたけれど、どうなることかため息をついていました。

時代の流れから、子どもたちが主体的に学ぶために情報通信技術の環境整備は欠かせないとタブレット端末を導入し、現在授業に使われていると思います。これからの時代、タブレット端末などを使いこなせる力を身につけさせなくてはならないとは思いますが、しかし、それと同時に自然に親しみ元気にたくましく育っていく力も身につけてほしいと思います。本市では、子どもが安心安全にたくましく育つために行っている取り組みがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（菅 健雄君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、子どもを自然に親しませて安心安全にたくましく育てる取り組みについて、学校教育・社会教育の分野からお答えいたします。

まず、学校教育の取り組みについてでございます。議員ご指摘のとおり、子どもたちの育ちをめぐる環境は急速に変化してきております。子どもが成長し、自立する上で成功や実現などのプラス体験はもとより、葛藤などの体験も含め心の原風景となる多様な経験をすることは不可欠であります。

しかしながら、現在は子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら互いに影響し合っただけで活動する機会が減少するなど、さまざまな経験の機会が失われています。

また、情報化の進展によって、ゲーム機やタブレット端末を利用した室内での遊びがふえております。さらには、不審者の情報や交通事故の多発などにより、安心して外で遊ぶことを躊躇せざるを得ない現状があるのも事実です。このような状況を踏まえ、豊後高田市では学校、地域、家庭が連携し、子どもたちが安心して活動できる場所や機会を積極的につくっているところであります。

各学校では、確かな学力・豊かな心・体力づくりを柱に、安心安全な環境の中で、心身ともにたくましい子どもを育てる教育活動に取り組んでおります。

9月11日

休み時間の外遊びの推奨や、キャンプ、体験活動など、屋外で自然に親しむ活動を積極的に実施しております。

放課後には、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上競技などの社会体育に、多くの小学生が参加をし、思いっきり体を動かしております。中学校では、部活動に励んでおります。そのせいか中体連全国大会において、戴星学園柔道部の二宮選手が個人戦全国5位入賞、また大分県ジュニア陸上大会で高田中学校の清水選手が3,000メートルで優勝し、10月に開かれるジュニアオリンピックへの出場が決定しております。

さらには、高田少年野球スポーツ少年団が8月に虹の松原旗争奪九州山口親善少年軟式野球大会で優勝するなど、活躍をしているところでもあります。また、放課後や休日に中央公園や御玉市民園などで、友達と走り回ったりバスケットボールをしたりと屋外で楽しく遊んでいる子どもたちも多くいます。

各学校では、生活の決まりを定め、命を守るためのルール、人に迷惑をかけないマナーについて繰り返し子どもに伝え、家庭と連携し、安全に屋外で遊べるように取り組んでおります。また、ゲームやインターネットなどに熱中している子どもたちも多くいます。一度始めるとなかなかやめられないなど課題も出てきてはおりますが、学校、家庭、地域が連携して、節度を持って上手に遊ぶ力と環境を育み取り組みを進めているところであります。

その一つといたしまして、今年度豊後高田市PTA連合会がSNSのルールについて、使用は午後9時までを目途とする。SNSに悪口を書かない。各家庭でルールを決めるの3点を掲げ取り組みを進めております。教育委員会もこの取り組みを支援しております。各学校において、タブレット端末をはじめとした情報機器を適切に使い、子どもたちに時代の要請に応じた力を身につけさせるとともに、ネットモラルや体への悪影響などについて授業を行い、子どもたちはもちろん保護者や地域の方々への啓発にも努めているところであります。

今後も、子どもたちの安心安全を守りながら、子どもたちが自然に親しみたくましく育つ学校教育の取り組みを進めてまいります。

○議長(菅 健雄君) 教育総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育総務課長兼地域総務一課長(安藤隆治君) それでは、河野議員のご質問の内、私のほうからは

社会教育での取り組みについてお答えをいたします。

教育総務課では、安心安全な放課後、休日の居場所づくりや子どもたちの体験、経験不足の解消、多くの世代間や異なった年齢間の交流を促進することなどを目的として、学びの21世紀塾わくわく体験活動事業を実施しております。その内、週末子ども育成活動では、市内の小学生を対象に中央公民館や各地区公民館において、老人会や文化協会など社会教育関係団体や地域の方々のご協力をいただきながら、郷土芸能体験、料理教室、カヌー教室、史跡めぐりなど、多様な体験教室が開催されております。

また、宿泊体験活動では普段と異なる環境の中で、物事に主体的に取り組み問題を解決することや新たな出会いと交流の中で、コミュニケーション能力を身につけること、未来をたくましく生きるための豊かで柔軟な人間性を育むことなどを目的に、さまざまな活動を行ってきました。特に本年度につきましては、初めての試みといたしまして、B&G財団の事業と組み合わせる形で体験活動を実施したところであります。

これは真玉のB&G海洋センターを拠点に5日間の体験活動を行ったもので、香々地青少年の家での宿泊体験を皮切りに市の水泳連盟の指導による水泳教室や夏休みの工作教室、昭和の町の散策のほか、日本サッカー協会が行う夢の教室を夏休み特別編として実施し、元サッカー日本女子代表の川上直子さんをお迎えして、レクリエーションや講義を行いました。参加した子どもたちはさまざまな貴重な体験を通して、大きな成長を見せてくれたと感じております。

教育委員会といたしましては、学校教育と社会教育で連携しながら子どもたちが安心安全にたくましく育つため、さまざまな取り組みを行っております。

今後も、いろんな団体の方々のご協力をいただきながら、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長(菅 健雄君) 11番、河野徳久君。

○11番(河野徳久君) 再質問をします。

ゲーム機やタブレットの使い過ぎだと決めつけることはできませんが、強度のレンズを使用している子どもさんを見受けられますか、お答えづらいうでしたらその旨をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長(衛藤恭子君) それでは、強度のレンズを使用している子どもが見受けられるかとい

う再質問にお答えいたします。

本市の子どもたちの眼鏡の使用状況につきましては、レンズの度数を含め、正確な数字は把握しておりませんが、視力が低下している子どもたちが年々増加しているという現状はございます。文部科学省の調査の中でも、全国的に子どもたちの視力低下が加速しているという報告がなされており、その一因としてゲーム機やタブレット端末などの長時間利用が起因となっているということが指摘されております。

そのため、文部科学省や大分県教育委員会におきましては、子どもたちのネット依存やゲーム依存、そして視力低下をはじめとする健康被害への対応が喫緊の課題として取り上げられております。本市の教育委員会におきましても、子どもたちや保護者にゲーム機やタブレット端末など、長時間利用することによる視力への低下の影響などを伝え、家庭内でルールをつくることやなるべき外で遊ぶこと等の取り組みを進めているところでございます。

○議長（菅 健雄君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） ご答弁ありがとうございます。これで、一般質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。16番、大石忠昭君の発言を許します。16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。市民の声を取り上げて一般質問を行いたいと思います。

最初は、憲法9条を守れと、消費税増税をやめろと、この市民の願いに応じて市長が国に対してどういう働きかけができるのか、市長の政治姿勢について2点の質問です。1つは、安倍政権の下での憲法9条の改定を阻止することです。ご承知のように今が2019年ですが、2017年の憲法記念日の日に安倍首相は、憲法に自衛隊を明記をすることを含めて改憲をする、そして改憲に取り組んで2020年には新しい憲法を制定をするという改憲宣言をいたしました。それ以来、自民党は衆議院でも参議院でも改憲勢力が3分の2を超えているということに乗じて、改憲を目指して強力ないろいろな策を繰り広げてきました。

しかし、振り返ってみますとこの2年間は、市民と野党の共同も進みました。大きな世論と運動、野党の頑張りもありまして、とうとうこの2年間の間には改憲発議ができない。それどころか改憲発議案を憲法審査会に提示することすらできませんでした。

そして、今回の参議院選挙を迎えましたけれども、ご承知のように自民党、公明党、維新、改憲勢力が3分の2を割りました。そして自民党は勝ったといえますけれども、単独では過半数を大幅に割る結果になりました。この結果というのは、時期を機って何が何でも憲法9条を変えろというような、こういう議論をすることは国民は反対なんだという主権者が意思を表明したことだと思います。

その後の世論調査を見ましても、安倍政権の下での9条改憲については賛成できないと、反対なんだという声が多数であります。しかし、安倍首相はまだ執念を崩しておらず、何が何でも改憲をやらうとしておりますが、だからそれだけに国民の運動、与論の役割が大きい市長も豊後高田市の代表として市民の民意に応じて、憲法9条の改憲をすべきではないと、ぜひ市長として働きかけてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次が、消費税についてであります。これも、安倍首相が10月から増税を強行しようとしています。参議院選挙で信任を得たと力んでいますけれども、そういう言い分は通用しないと思います。私も選挙の結果を充分分析しておりますけれども、自民党は改選議席に比べて9議席も議席を減らしているんです。それから、これは公表されておりますが、投票日のNHKの出口調査を見ましても10月から消費税を引き上げることについて、賛成と答えた方が43%、それに対して反対と答えた方が57%です。安倍さんがいうように信任を得た、国民の理解を得られたということにはならないと思います。

豊後高田におきましても、私も多くの方にお会いしてお話を聞いておりますけれども、今8%でさえ生活が大変なのに10%にどうなったんかと。不安の声、批判の声が非常に高うございます。市長は、この市民の民意に応じて市民の不安を解消する、暮らしを守るためには10月からの消費税増税を中止するように、政治力を発揮して働きかけてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 憲法問題についてお答えいたします。日本国憲法は悲惨な戦争体験を踏まえて、恒久平和の誓いの下に制定され、72年が過ぎました。この間、国民主義、平和主義、基本的人権の尊重を基本理念として、憲法の下で国民のたゆまぬ努力により戦後の荒廃した状況から経済復興を果た

し、平和で豊かな国を築いていただきました。

中でも、第9条は日本が世界に誇る平和国家として繁栄してきた歩みの中で、大きな役割を果たしてきたと思っております。一方で、日本を取り巻く情勢は憲法制定当時と大きく変化してまいりました。国内では、急速な少子高齢化と人口減少社会の到来、地震や集中豪雨等による大規模な自然災害の発生など、困難な課題を抱えております。また、北朝鮮がミサイル開発を進めるなど、日本を取り巻く安全保障をめぐる環境に変化が生じている状況でもあります。

憲法をめぐるはこのような情勢の変化を踏まえて、自衛権の問題、緊急事態への対応、地方自治のあり方など、議論が行われております。憲法改正の要否については、今後の日本が進むべき将来を決める大変重要な問題であると思っておりますので、やはり国政の場で若い世代を含めて、広く国民の意見を聞いて慎重かつ冷静な議論を尽くしていくことが肝要だと思っております。

その他のご質問に対しましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

**○議長（菅 健雄君）** 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

**○市参事兼財政課長（飯沼憲一君）** 消費税のご質問にお答えをいたします。この件につきましては、昨年の第4回定例会で答弁いたしましたとおり、国の動向を注視してまいりましたが、改定時期の先送りにつきましては市として働きかけすることは考えておりません。

**○議長（菅 健雄君）** 16番、大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 最初は、憲法9条の問題についてです。市長はいろいろ述べてきたけれども、肝心の私が質問している安倍政権の下での9条改憲を許さないと、この点が大事なんですけれども、国に働きかける意思などは表明しませんでしたけれども、私は長い間、共産党員でありますけれども、議員としても長い間活動しておりますけれども、今憲法をめぐる安倍政権が狙っている問題というのは、日本にとっては非常に危険な状況だと自負しております。

それは、歴代いろいろな内閣がありましたけれども、憲法を尊重して今まで政治をやってきました。今回、自民党が改憲素案を提案しておりますけれども、その中身を見ますと9条の問題では9条に自衛隊を明記するとなっているんですけれども、よく読んでみ

ますとその9条2項の前に前条の規定は自衛の措置を取ることを妨げないとして、その上で自衛隊の保持を明記しているんです。前条の規定を妨げないとなりますと、憲法9条の2項というのは戦力を保持しないという、交戦権を認めないという非常に大事な点が規定されておるんですけれども、この制約が自衛隊に及ばなくなります。

これがあつたからこそ、今まで自衛隊は外国人を一人も殺したことがない、戦争をしたことがなかったんですけれども、この2項が残っても前条の措置をとることを妨げないという項目が入ったら、これは死文化、太刀切れになって死文化してしまうんです。結局、海外での無制限な武力行使が可能になってしまいます。日本を海外での戦争をする国に変えてはならないと思うんです。だから、憲法改定一般論ではなくて、市長にお尋ねしたいのはこの9条を守りぬく、これは世界遺産に登録されるような日本国民にとっては宝物なんです。これを守るという点について、あるいは自民党のこの憲法素案の中で9条に自衛隊を明記するという問題を市長はどのように認識されているのか、お尋ねをします。

あわせてもう一点しておきますね。もう一点は、この質問用紙に書いておりますように、憲法には9条だけではないんです。本当に全ての国民は個人として尊重されるという第13条が明記をされております。それから、国民の生存権についても第25条にありますように、いろいろと大事な規定があるわけですね。だから、日本共産党はこの憲法全文を含めて各条文を守ると。守るだけではなくて、日本の国の政治についても地方政治についても憲法を活かした政治をやり、憲法を活かして国民を守っていくという立場を主張して全国で活動しております。

この2つ目の質問は、1点目は憲法9条の問題ですが、2点目については憲法を佐々木市長として豊後高田市政に活かしていくという、今も活かしていると思いますけれども、その決意のほどを表明してもらいたいと思います。

**○議長（菅 健雄君）** 市長、佐々木敏夫君。

**○市長（佐々木敏夫君）** 憲法の改正については、各報道機関において世論調査を行い、国民の皆様より意見をいただいているようでございますし、また各政党におかれましても意見が異なるようでありますので、先程答弁申しましたが、ぜひ国政の場で国民の意見が反映されるよう議論していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。



○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、今私は具体的に2つの質問をしたんですけど、もう書いている原稿を読み上げましたけれども、かみ合っていないと思いませんか。時間が全部で1時間なんですよね。だから、私は憲法9条に自衛隊を明記するということが大変なことになると、そのことについて市長はどう思いますかと。もう一つは、憲法は9条だけでなく全ての条文が大事なんだから、これを守って豊後高田市政も推進したらどうですかと、その決意を聞いたんです。もう一回答弁をしてください。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き、市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先程、私個人の意見ということでありますので、ここは議場でありますし、私の個人の意見をいうことはできないと思います。公人としての発言になりますし、またこの問題については議会でも充分議論していただきたいと思っております。

○16番（大石忠昭君） かみ合っていないと思いませんか、市長。いいですかね、質問がかみ合っていないでしょう。個人の意見聞いていないですよ。

（○11番（河野徳久君）もう3回言ったじゃないですか）

議長、どう思いますか、これ。

○議長（菅 健雄君） かみ合っているか、ないかは、それぞれの考え方としますので、先に進めてください。

○16番（大石忠昭君） はい。もう時間がありませんので、次に行きますけど、これはやっぱり今の日本の政治にとって非常に大事な問題ですよ。歴代自民党の中でも安倍さんほど、これを強気で執念持ってやっている内閣はないですよ。きょうも内閣改造をやられますけれども、その布陣が敷かれようとしておりますけれども、私ども日本共産党は大きな世論を起こして、運動を起こして憲法9条を守ると。その1点で大同団結をして頑張っていきたいと思っております。市長もその立場に立ってもらいたいと思います。

次は、消費税についてです。今の8%でも増税された後というのは、もう景気が低迷しているでしょう。最近の新聞を読んでみましても実質賃金が7カ

月間、前月に比べたらマイナスが連続しているでしょう。スーパーとか百貨店などの売り上げについても4カ月間連続して減少していると。それから、増税を前にして駆け込み需要がほとんど起こっていないという状況を見ても、3%を5%にした時、8%にした時に比べてみても、それ以上に景気は悪化しておるんですよ。この時に今、増税したらそれこそ日本の経済も私たちの暮らしも大変なことになると。これはもう暴走ですよ。それに対して市長は一言も答えないで、課長が国に働きかける気はないと。国会の動きを注視をすると、これではなっていないと思いますよ。今もうやむを得ないという諦めの声がありますが、諦めてはだめなんです。諦めたら10パーじゃなくて15になる。20%になる。そういうことにつながっていくんですよ。

だから、私どもは最後まで国民の暮らしを守る。中小業者だって一緒でしょうが、ポイント還元あるいは複数税制に対してどう対処していいかわからんと。悲鳴の状況でしょう。暮らしも業者も大変なんです。だから、これは中止をさせるしかないと思うんですけども、早く国会を開かせて議論をして安倍政権を追い込んでいって、10月からの実施は食い止めると、そういう態度を市長はとるべきだと思いますが、もう一度市長の見解を求めます。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 消費税の再質問にお答えします。この件につきましては、全国市長会においても慎重な議論をされてきたところでございます。最終的には持続可能な社会保障制度の財源確保のため、国において決定されたものでございます。そのため、市といたしましては10月改定に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次に行きますけど、やっぱり国民の暮らし、豊後高田市民の暮らしを守っていく、営業を守っていく上では佐々木市長がここで頑張る、市の政治をよくすることも大事ですけど、国の政治を変えないと市民の暮らし、経営を守れないですよ。だから、国に物を言える市長になってもらいたいということを要望して、次に行きます。

次は、ごみ処理場の件なんです。これも私は、前の永松市長時代に計画されました宇佐、高田、国東の大型ごみ処理場について、やっぱり市民の協力を得てごみの減量化をしながら、115トンではなくて、

9月11日

もう少し規模を縮小していくと。それから、業者言いなりで設計単価を決める、予定価格を決めるのではなくて、やっぱり適正な予定価格を定めていくと。さらに、1社入札では競争性がないんだと、最低でも2社以上の入札で公平な入札をやらせると。とにかく借金を残すんじゃなくて、市民の負担をふやさずんじやなくて、なるべくやっぱり知恵を出し合って市民の負担が軽くなるように努力すべきだと要求してきました。

しかし、永松市長時代には聞き入れてもらえないで、とうとう大型のごみ処理場建設を進めることになりましたけれども、議会ではそれが否決をされ、今は計画は白紙になり、今計画の練り直しがやられておまして、佐々木市長も3月議会で答弁したように何とか市民の負担も軽減するように努力するというので、努力されております。最近の新聞で、8項目の議題の中でほぼまとまったような報道がありましたので、市長は市長として、永松市長と違う形で頑張っておられますので、その辺は評価しております。どういうふうになったのか、市民にわかるように簡潔に報告してもらいたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 新ごみ処理施設建設についてのご質問にお答えします。

まず、進捗状況についてであります。今年度5回にわたり正副管理者、副市長会議が開催され、8項目の検討課題について協議を重ねてまいりました。

その結果、現在まで7項目の課題について合意がなされたところであります。その主なものについてであります。焼却施設の処理能力を前回計画の1日当たり115トンから1日当たり96トンに縮小することが決定いたしております。入札方式については、条件つき一般競争入札とし、1社入札となった場合は入札を開かず再入札にかけるなどのことでございます。

そして、残る1項目は発注方式についてであります。これは膨大な事業費を抑えることや多くの入札参加者を確保することに影響がありますので、慎重に議論をし、決めていく必要があると考えています。新しいごみ処理施設は建設費はもちろんのこと、維持管理費は長期にわたって一般財源のみで賄われるということでありますので、負担は少しでも軽くという信念の下、協議に臨み、粘り強く自分の意見を述べてまいりました。なお、今後のスケジュールについてであります。現在、広域事務組合のほう

で行っております基本計画等の見直しや、残された検討課題が解決した後に、入札等の具体的な手続に入りますので、早期の事業実施が図られるよう広域事務組合への働きかけをしまいたいと思っております。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、ご報告がありましたように、佐々木市長にかわって3市長間での議論が進んで、佐々木市長の主張がかなり通る状況であると思っております。残りは入札方式いわゆる設計と施工、維持管理を一緒に入札するか、別にするかになっていると思えますし、今市長が述べたように維持管理費というのは長期渡りますし、全て一般財源で賄うということになりますと、これを抑えるべきを抑えてもらいたいと思うんです。

よって、再質問として永松市長時代と違って大きく変化が起きました。私が聞きたいのはこれによって規模も小さくなりましたし、入札方式も変わりますから、どれぐらいの事業費で軽減になるのか、市の負担がどれぐらいに軽減なるかと。大体試算もしておりますか。市長は、前回の時に私に任せれば60億、80億安くできるのに、単価が高いからそれと闘っているんだといわれましたけれども、何か今の市長の頑張りによってどれぐらい軽減できるというようなことが言えますか。言えれば、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） いろいろな算定方法がありますが、本工事と維持管理工事の費用はDBOのOを分離するというので、維持管理は本体の事業から切り離すということまでは決まっております。そういう意味で、かなり経費が安くなるという方向では認識いたしております。そういう意味で、DBOのOが離れて維持管理と本体が別々になるということは、大変意義深いものだと思っております。そういう意味でしっかりとこれからも議論を踏まえて、市民負担の軽減に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長が、市民負担の軽減で努力をしているということは、今の説明で市民の皆さんが理解をしたと思うんです。市民の中に心配があるのは予定よりもいわゆる完成の時期、新しい処理施設が稼働する時期が大幅におくれると。その間に現在あります草地の処理場が故障したらどうなる

んだらうかという心配もあります。

今、宇佐の市長などは故障などの管理費が莫大なものだから、急げ急げということであいうことになったんですけどもね。実際、議論をした結果、今の説明どおりに大幅に事業も縮小されるし、やり方もいろいろ変わって事業費が抑えられることになります。これは大変よいことだと思います。

よって、聞きたいのは今の調子でいったらば、いつこの計画変更が確定できて、国に申請できて、工事が発注できる、着工できる、完成の時期なんですね、いよいよ市民にとっては完成がいつなのかということが注目なんですよ。その間草地の処理場が壊れた時にはどうするかという問題がありますので、できるだけ早く完成をしてもらったらと思いますが、その辺の目途はどう見たらよいでしょうか。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 一応、5年以内に新しいプラントが稼働するようになると思っております。

それから、今、豊後高田の長添の、草地の長添のごみ焼却場の故障をしたらどうかという不安等があるようではありますが、ここの高田のプラントはもう40数年経過しております。今まで、毎年6,000万円から7,000万円修理を1年も欠かすことなく修理をしてまいったところであります。ご案内のとおり、平成29年の3月の議会で6,800万円の修理の予算議決をいただいていたと我々は報告をいただきまして、この6,800万円の平成29年度事業については、1,000万円しか修理代は使っておりません。5,800万円を残しております。そして、平成30年度に2,000万円、そして平成31年、令和元年はゼロでやっております。

そういう意味で壊れる心配もないと思っておりますし、壊れてもプラントは2基あります。1つで稼働できますので、市民の皆様には負担はかけることはないと思っております。そういう意味で、新宇佐、高田、国東のごみ焼却場の稼働は5年後の稼働になっておりますので、急ぐあまり高いものにしたくないという気持ちもありますし、今の経過ではスムーズに5年後の稼働に向かっているものと信じております。よろしくお願ひします。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 佐々木市長が努力をしておりますけども、その努力は評価しますので、さらに頑張ってもらいたいと思います。

次は、3番目の道路の支障木の伐採などについてであります。

ここの質問通告に書いておりますように、旧真玉地区のある自治会で、市道の草刈りの共同作業中に、作業を脚立の上に乗って作業をしていた方が、脚立が倒れて転落をする。けがをして入院をするという事故が起りましたが、この事故について把握をしていると思いますが、今後の対策などについて聞きたいと思ひます。

私は、特に周辺部においては高齢化が進む、過疎が進む、しかし集落の割に市道、農道、林道、河川と、従来から慣例で地元で管理をしていた路線、面積が非常に広いんですけれども、高齢化、過疎化によって働き手がない、こういう慣例での事業というのはやりにくくなっております。ましてや、今回みたいなこういう事故が起きた時に、今回は大事にならなかったけれども、もし死亡事故など起こった時には誰が保障するかという大きな問題になると思うんです。よって、私は法律をいろいろ読んでみましたが、市道にしても、農道にしても、管理にしても市の責任、管理者の責任が重たいと思うんですね。

かねがね私が述べておりますように、特に周辺部の市道の問題、それから農道や林道、河川の問題などは都会では考えられない問題なんですよ。地域創生というならば、もっとも国が予算がこういう市道や農道や林道や河川などの管理をするための維持管理費を、国が予算を大幅にふやさない、トランプから言われるままに兵器を爆買いするようなことをやめるべきなんですよ。史上最大の軍事費をやめて、もっとも地域創生というならこういう周辺部の対策に国の予算をつけるべきだと思うんです。これは、国に要求しないとかなかなかできないんですよ。そして、維持管理費をふやして、市の責任でやっぱり市道も、農道も、林道も、河川についても管理をしていくという、その体制を強めてもらいたいと思うんです。その点についての基本的な考え方を述べていただきたいと思ひます。

もう一つは、それでもまだまだ莫大な予算が要りますので、これまでどおり地元で協力できる方は協力してもらいたいという路線があります。それを全て否定しているわけではありません。その場合に共同作業したときに、今回みたいな事故が起こった時に、誰が補償するのかという問題が起ります。私は、建設課長によその例を調べてもらったらどうか、私はまだ調べておりませんが、高田の場合、調べてみたら自治会によっては自治会の負

担で、自治会がこういう共同作業をした場合には、入院した場合に幾ら、死亡した場合、けがをした場合幾らというような保険がありました。掛けている自治会があります。

私は、それよりは市が、こういう市の管理する事業を管理できないから地元で協力をお願いする場合には、そういう作業について市がまとめて保険を掛けるような制度があるんじゃないかと思うんですが、そういう研究をされておるのか、そして、事故が起こらないことが一番なんですけど、事故が起こった時には何らかの補償をします。

例えば、市道が穴が掘げて事故が起こった時は市の責任という、それは保険に入っていてとれるようになっておるでしょう。同じように、こういう共同作業についても何らかの方法がないのか、最終的には今あります自治会の保険に対して、せめて半額でも補助金を出すということも一助になると思うんですね。そういう方法を考えられないか、明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、市道の支障木伐採についてのご質問にお答えします。

まず、市道の草刈り活動中の事故についてであります。地元自治会において毎年実施をしていただいている地区の奉仕活動中に起きた事故とお聞きしております。この活動に対しまして、地元自治会から作業報告は受けておりましたが、事故にかかわる内容は確認できておりませんでしたので、詳細な掌握に至っていませんでしたが、その後、確認ができた時点で当事者と面会し、事故の状況と体調の確認を行い、市が加入している市民総合賠償補償保険についての説明等をさせていただき、対応しているところであります。

次に、今後の市道の維持管理の対応につきましては、基本的に市が管理を行うところですが、市道全域を実施していくことは非常に難しい部分があります。地域においても高齢化や過疎化が急速に進み、地元での対応が年々難しい状況が出てきていることも承知しておりますが、地元の方には無理のない範囲でのご協力をいただきながら、危険な箇所などについては相談をさせていただき、維持管理につとめていきたいと考えております。また、市道の維持管理にかかる財政措置の拡充につきましては、担当課長会議等で意見を上げていきたいと思いますが、本市の道路維持予算としては、毎年増額しながら、維

持管理を行っているところでありますので、引き続き必要な予算を確保し対応していきたいと考えています。

次に、自治会での市道の草刈りなどの奉仕活動において、万一の事故により入院または通院が生じた場合は、市が加入している市民総合賠償補償保険が適用されるようになっております。担当課において各自治会にお知らせをしているところでありますが、周知が不足していた部分もありますので、建設課としましても市道清掃のお願いとあわせて、保険をお知らせすることも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭君） 私のほうから、農道、林道の維持管理についてお答えいたします。

耕地林業課が所管する農道、林道の維持管理は、今年度大幅に予算を増額し、適切な維持管理を図られるよう努めているところでございます。具体的には、交通量の多い主要な農道、林道は年2回程度の草刈りと、支障木の伐採、及び枝打ち等を計画しております。また、集落内の農道、林道につきましては、多面的機能支払交付金制度や中山間地域直接支払制度を活用し、引き続き地域住民と連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。しかし、維持管理にかかる経費については、今後も増大することが見込まれることから、国に対して全国市長会議を通じて働きかけております。

次に、草刈り時等の傷害保険に関する質問ですが、多面的機能支払交付金制度や中山間地域直接支払制度に取り組む組織については、交付金を使用し保険に加入するよう強く指導しております。そのほか、活動組織がない地区については、市が加入している市民総合賠償補償保険を活用してもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、再質問を行います。この問題は、これまで永松市長時代から随分議論してまいりまして、私なりに調べてみましたが、予算額が相当増額をされてきました。特に佐々木市長にかわりまして、そのことは評価します。よって、今の答弁であと具体的なことで、ちょっと指摘し要求したいと思うんですが、支障木の伐採ですね、これも5年前と比べたら全然違う予算で実施しておりますけれども、ある地域でそばを生産をしてお

て、そばの刈り取りは今の草地の方の生産組合がコンバインを持っているから、そこで刈り入れしてもらおう。

そうすると、願いをしてみると、いや、あなたのところの市道は樹木が邪魔になって通れないから、切ってくれと言われたと。地元で切ろうと検討したけれども、どうしても高いから切れないということで、市にお願いしたら職員が来て、普通車ならわかるけれども、こういう特殊の車となるとそれは1カ所したら、どこもせないかんから急にできませんよということで、まだいまだに実現できてないんですけど。

やはり今も、市はそばを奨励していますが、農家もつくっているのに、市道の本が枝打ちをしていないために、コンバインが運べないという事態が起こっている。こういう場合については、当然市の責任で枝打ち、伐採をすべきではないんですか。これが一つね。

それから、かなり予算を組んでいるんですから、今の答弁では危険な場所については解決するとありましたけれども、やっぱり地元から要望したら直ちに飛んでいって、その地元の要望に応えるようなそういう対応をしてもらいたいと思うんですが、見解を求めます。

それから今度は、耕地林業課長にお尋ねしたいのは、これもかねてから問題にしております。副市長にも現地視察するように要請したことは議会でもありましたけど、香々地の上のほうですね。あそこは長小野、前田から向こう、山を越えて向こうに行くのは山ノ神といいますね。看板が出ているのは、長小野山ノ神線と書いていますけれども、そこの峠を越えた向こう側はコンクリート舗装なんですけれども、この水害ででこぼこになって通れない状況があります。それから、城前の温泉のすぐ手前から左に上がる林道についても、若干補修してもらいましたけれども、舗装をやりかえないといかないぐらいに大雨で流された道路があります。

それから、今回上真玉のほうで、3件要望がありまして現地を見せてもらいましたけれども、それは課長にもきのうお話ししましたけれども、林道ののり面が崩れ落ちて地元で何とか木を切ったり、何とか通行できるようにしたけど、その土砂を片づけるのが地元でできないという問題、それが2カ所ありましたし、もう1本、上真玉でも城前については全部現地を見ましたけれども、ずっと生コン舗装をして

いるんですけど、途中40メートルぐらい舗装が切れているところがあるんですけど、ここが大水で流されて、もう川みたい。どんな車でも通らない状況ですね。昔はそれよりも上にシイタケをつくっておったけれども、今はシイタケをつくれないう状況になっています。

こういう状況については、やっぱり地元からの要望があれば直ちに現場を見て、直ちに補修をして林道として利用できるように改善をすべきだと思うんですけども、そういう予算については常時組んでおいて、緊急事態に備えるようにしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) それでは、支障木の伐採の件で、なかなかうちのほうから難しいという返答をしたということについてお答えいたします。

市道敷きの管理につきましては、市のほうが管理することが基本であると、うちのほうも考えております。ただ、どうしても支障木の場合、民有地から出ている部分もあります。その場合、どうしても地権者の同意、そういったものがいただけないと伐採できない場合があります。ですので、私たちのほうとしましても地元と協議をしながら、支障木の伐採の許可、それからどの程度の予算が必要かどうか、そういった部分を含めて地元の方と協議をして進めていきたいと考えております。

それから、草刈りの要望、要請があった場合、その分につきましては可能な限りうちのほうで対応していきたいと思いますが、どうしても市の延長が物すごく長くあります。全てがすぐに対応できるとは限りませんが、予算の増額等を含めて可能な限り対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長(早田博昭君) 私から林道の件について、再質問にお答えいたします。

林道の山ノ神長小野線につきましては、現在契約をしているところがございます。その内容といたしましては、支障木の伐採、草刈り、溝の中の土砂撤去等業者に委託しているところがございます。その次に、城前の林道については、今年度補修を行う予定にしております。それと、常盤から上がる林道、それと山ノ神長小野線の林道については、まだ路面が比較的、悪いのは悪いんですけども通れる状態で

9月11日

ありますので、これにつきましては来年度予算を確保して補修していきたいというふうに思っております。

それと、黒土の林道でございますが、きのう大石議員から連絡がありまして、その辺までは地元の方から一切連絡もなし、要望もなくきたわけで調査ができておりました。きのう調査した結果、実際には山側の土砂が崩れ、路面に土砂が出ている状況であります。この件につきましては、早急に土砂を撤去してまいりたいというふうに考えております。

そのほか、今後の対策といたしまして、早期発見を目指すために適宜道路のパトロールを行いながら、遵守しながら発見に努めるとともに、林道を利用して鳥獣害の駆除を行う猟友会と協力を得ながら、狩猟に回る時に通る林道等で、土砂崩れや補修等必要と思われる道路については、連絡体制を強化して速やかに対応できるように行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 1点だけね、永松課長、今私が言ったそばの刈り取りのコンバインが運べないという支障の問題、それ聞いていますか。それをやっぱり直ちに通行できるようにしてもらいたいと思っておりますけどどうですか。

○議長（菅 健雄君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） 大変申し訳ございません。要望等が大変多くございまして、ちょっと私がおその部分を把握していなかった部分もあります。再度確認いたしまして、協議のほう行っていきたくと思います。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次に行きます。あと10分になりましたので、2つともやりたいので簡潔に答弁をお願いいたします。

1つは、予約制の乗合タクシーの件なんですけれども、これは市長の選挙での大きな公約の一つでもありまして、今去年の7月から試行運転がやられておまして、いよいよ10月から本運転に変わります。よって、これまで実施を総括してみて、やっぱりお年寄りから喜ばれるように、改善できることは改善をしてもらいたいと思うんですが、何か改善点が、どう考えているのか、簡単でいいですから教えてください。

○議長（菅 健雄君） 地域活力創造課長、川口達

也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、高齢者対策の内、予約制乗合タクシーについてお答えします。

今回試験運行を行った予約制乗合タクシーにつきましては、周辺部の高齢化に対応した利用度向上の観点から、市長の公約ということももちろんあります。その中で、現行の乗合タクシーとは別に市民乗合タクシーや路線バス停留所までの距離が遠い方を対象に事前に利用登録をしていただき、自宅からより近い場所に新たに設置した停留所で乗合タクシーを利用していただくものです。

この1年間の試験運行の結果ですけれども、これにつきましては利用登録をされた方が47名、延べ392人の利用がありました。この結果を踏まえ、今後も地域の高齢化が進むことが予想され、一定の利用も見込まれることから、本年10月より本格運行を開始することといたしました。

運行内容につきましては、試験運行を利用された方にアンケート調査を実施し、意見集約を行ったところ、今回の試験運行の内容でよいという意見が多かったことから、10月からの本格運行では試験運行の内容をそのまま継続することといたしております。市民乗合タクシーの新しい運行形態でもあることから、制度の内容や登録及び利用の方法、利用者の増加に向けて今後も周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 課長、1点だけね、改善、市長の意見が、市長の公約ですからね、今回の予約タクシーについては、高田の谷は高田の町まで、真玉は庁舎まで、香々地も町までということになっているんですけど、いわゆる70パスがありますね。他の市民タクシーについては70タクシーと全部接続できて、同じ料金で高田まで来れる。高田の方が香々地まで行けるんですね。せめて月に2回でも今の乗合タクシーでバスも一緒に乗れる、そういう体制を取り入れるべきじゃないかと思いますが、市長、検討する考えはありますか。

○議長（菅 健雄君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） 予約タクシー、70パスとの連動ということだと思いますが、今回実施をいたしました予約制の乗合タクシーの試験運行

をしました分ですけれども、これは先程ご答弁いたしましたように、停留所から遠い方、なかなか今の停留所に行くまでが困難であるという方を対象に、そういう方への利用度向上ということで実施をさせていただいております。

その結果として、そういう方、そういうニーズがあるという中で、今回本格運行することにしております。70パスの連動につきましては、今回試験運行、本格運行する予約制タクシーも一応もちろん70パスとの連動ということは可能だと考えております。

ただ、水曜日の午前・午後の往復1便というところがあるので、なかなかバスとの連動ということは難しいかもしれませんが、一応そういう形の中で、この予約制の分についても一応可能な範疇で70パスを使っていただくということは可能だというふうに考えております。現在は、それ以外に月曜から土曜の中で12路線の運行をしております。その中で、70パスというものは運行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、次に行きますが、市長、やっぱりそれは大事な問題ですから、来年度に向けて検討をしてもらうように要望しておきます。

次は、最後ですが、選挙の投票率を引き上げる問題についてです。今回の、参議院選挙については全国でも史上で2番目と、50%を割る結果になりました。豊後高田の場合でも調べてみましたら、合併した後も高い時に比べて12%低くなっておりまして、大分県でも豊後高田でも25回の選挙の中で今回が一番最低と、全国は2番目だけでも、大分県も豊後高田も最低という結果になっています。まさに、民主主義が危険な状況にあると憂慮しているところであります。よって、今回の投票率の低下について、いろいろ検討していると思うんですけども、新聞でもいろいろ論評されていますけれども、豊後高田の場合はどのような原因、認識を考えているのか。

それから、全国的には投票率を引き上げるために、高齢者とか障がい者のために自力で投票所まで行くまでに、自分ではできないんだという方についてはタクシー券の助成をしたり、あるいはバスを出したり、いろいろな方法をとっておりますが、そういうやっぱり先進地の事例もよく調べてみて学んで、そういう経費も国の経費で出るようでありますので、

高田においてもそういう自力で投票が困難な方については、何らかの方法を取るべきだと思いますが、どう考えているのか、説明してもらいたいと思います。

○議長（菅 健雄君） 選挙管理委員会・監査委員事務局長。藤重深雪君。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（藤重深雪君）

選挙の投票率についてのご質問にお答えいたします。去る7月21日に執行されました第25回参議院議員通常選挙における選挙区の投票率は全国平均48.80%、県平均50.54%、県内では常に高い投票率の姫島村が77.32%、参議院議員通常選挙が市長選挙と同時に行われました日田市が64.28%、本市は58.82%で18市町村の内、3番目でございます。

本市の投票率は、これまでの他の選挙におきましても、市民の皆様の政治に対する意識の高さにより、常に高い投票率となっております。感謝申し上げる次第でございます。委員会といたしましても、投票率を上げるために18歳の新有権者へ選挙制度などを説明する冊子の送付、重度の障がいなどをお持ちの方ができる郵便などによる不在者投票制度の周知、市報はもとより、ケーブルテレビ、屋外拡声器などによる投票の呼びかけ、市民課などに期日前投票のPR資材の設置、豊後高田市明るい選挙推進協議会委員の投票率向上に向けた研修や選挙の立ち合いなどを行うとともに、大分県選挙管理委員会と共同して新有権者による啓発チラシの配布、のぼり旗の設置などさまざまな取り組みを行いました。

しかしながら、前回と投票率を比較してみますと、日田市を除いた県内全市町村が低下し、県平均で7.84ポイント、本市は5.64ポイント低下しております。全国的にも低下しておりまして、本市の低下した要因ははっきりとはわかりませんが、選挙期間中お天気が悪かったことも一つの要因ではないかと思っております。

今後におきましても、投票率向上に向け大分県選挙管理委員会のご協力もいただきながら、先進地の取り組みなどについても調査研修してまいりたいと思っております。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） るる説明がありましたけれども、皆さんに資料を選管が配っておりますけど、これを見ましたらやっぱり極端に、参議院選挙でいうたら3年前と比べてみて極端に投票率が引き上がったところ、下がったところがあるんですよ。引

き上がったところは水崎ですね、これ20%を超えて上がっているんですね。女性などは90%を超えているんですよ。それで、下がったところが臼野の選挙区ですかね、あるんですけど、そういうような分析をして、やっぱり何が原因なのか、最後の表にあるように若い人ほど投票率が低いですけども、やっぱり大分県の中で豊後高田はいいほうだということがわかりきっています。そのことを大分県の中でどういう位置にあるかを聞いているんじゃないんですよ。史上最大ですよ、豊後高田の場合、真玉、香々地、旧豊後高田を比べて調べてみましたが、今回一番最低なんですよ。最低になっていることをどう考えるかという問題なんですよ。選挙区18選挙区あるけれども、その中でもどうなんかというそういう分析もして、やっぱり次の選挙については引き上げるために努力をしてもらいたいということを要求して終わります。いいですかね。ありがとうございました。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩します。午後の会議は13時に再開いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番、毛利洋子君の発言を許します。2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、公明党の毛利洋子でございます。通告順に従って、一般質問をさせていただきます。3点の質問をいたします。

初めにAEDについて、市内におけるAEDについてお伺いします。AEDは自動体外式除細動器と言われ、救急車が到着するまでは心臓マッサージをしてAEDを使うことで多くの命を救うことができます。本市でも救命できたことを聞いております。しかし、そのような現場に遭遇しても119番通報することはできても、周囲がパニック状態になり、AEDの使用について冷静な判断ができない場合があります。反応や呼吸を確認して心停止の判断に迷った時は、AEDだけでは救えないと胸骨圧迫などの心肺蘇生が大切となります。

救命率は心肺蘇生を行うことで二、三倍に、AEDを使用するとさらに2倍になる。1分ごとに救命率が10%減少する救急現場で、救急車到着までの対応が非常に大切であり、AEDを使った救命措置を

できる人をふやす取り組みが必要だと思われま。そこで、本市の状況をお伺いします。AEDの設置状況、施設などの状況開示の対応、救急救命講習会の実施状況をお聞かせください。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼消防長、宗 高德君。

○市参事兼消防長（宗 高德君） AED自動体外式除細動器についてのご質問にお答えをいたします。

心肺停止の傷病者の生存率は、時間が経過するごとに低下することとなりますが、特に心室細動など致死的不整脈による心肺停止者にはAEDは有効で、一般の方も救命講習を受講すれば心肺蘇生法やAEDの使用方法が習得でき、戸惑うことがなくAEDの使用ができるようになりました。現在、消防本部が把握しております市内のAED設置箇所につきましては、84箇所、うち公的施設が52箇所、民間の事業所などが32箇所となっております。また、AEDの設置箇所については、市のホームページに掲載しております。

消防本部では、このAEDを広く市民の皆さんが使用できるようにするために、救命講習会を開催しているところでございますが、AEDを活用した救命講習会は平成29年度、30年度には全消防団員を対象に実践的な講習会も実施しており、平成28年度から平成30年度の3カ年では、延べ131回3,944名の方が受講しているところでございます。

次に、救命講習会の受講方法でございますが、受講対象者が少人数でも開催いたしますし、講習会場がない場合には消防本部で受講することもできます。

申し込み方法は市のホームページに申込書も掲載しておりますので、消防本部に申し込んでいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） AEDについて、再質問いたします。公的施設、民間の事業所など、多くの場所で設置されており、本市では3カ年で3,944名の多くの方が受講されていることは、大変に心強いことだと思います。先日、新聞で他県の取り組みが紹介されていました。それは、子どもを対象に救命講習です。応急手当や心肺蘇生などの講習です。本市でも可能ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼消防長、宗 高德君。

○市参事兼消防長（宗 高德君） それでは、再質



間にお答えをいたします。

現在、小学生を対象には、救命講習会は開催をいたしておりませんが、中学校及び高校における救命講習会の開催の取り組みにつきましては、平成29年度から中学生を対象に救命講習会を開催しております。平成29年度、30年度につきましては、市内中学校4校、279名の生徒が受講しているところでございます。また、今年度は9月4日から10月1日までの間、全ての中学校を対象に、救命講習会を開催することといたしております。高校につきましては、夏休みに入る前に部活として部活生を対象に救命講習会を開催しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） ご答弁ありがとうございます。今、全中学生が講習を受けられるということで、子どもたちがみずからの命の大切さを勉強する講習会になると思います。続きまして、2番目の質問をいたします。

認知症予防の推進についてお伺いします。厚生労働省は、2005年から認知症を知り、地域をつくるキャンペーンを認知症サポーターキャラバンと名づけ、認知症サポーターの養成を行っていました。2020年には1,200万人の認知症サポーターを養成したいと、数値目標を掲げています。国がこうして認知症サポーター養成に力を入れているのは、高齢化に伴い、認知症の人がふえ続ける中、これまでのように介護施設や家族だけでは認知症の人を支えることは困難という認識があるからです。介護が必要になっても、住みなれた自宅、地域で生活し続けたいと思う思いを抱えています。認知症は、もはや特別なものではなく、日常生活や近隣の地域に当たり前に存在しています。このような社会が住みよくなるためには、多くの人が認知症をしり、普段の暮らしの中で認知症の人を見守り、できる範囲で手を差し伸べることが必要だと思っています。

本市では、昨年度認知症の方が安心して暮らせるまちづくり予防調査事業を実施され、しっかりとした効果を数値として目に見える形で確認できたことは、本当にすごい結果だと思います。取り組み内容をわかりやすく市民の皆様にも周知する、実感される、高齢者福祉施策の実現を目指していくことは大変重要ではないでしょうか。今後、高齢化がさらに進んでいくにつれ、認知症患者数もさらに膨らんでいくことは確実です。そこで、5点、本市の状況をお伺

いします。

認知症サポーター養成講座受講者数、講座の内容、取り組み状況、認知症サポーターキャラバンの活動、認知症予防のための地域連携の重要性と必要についてお伺いします。

○議長（菅 健雄君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、認知症予防の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、認知症サポーター養成講座の受講者数についてであります。講座を開始した平成19年度から、本年8月末現在で、3,807名の方に受講していただいております。講座の内容は認知症の種類や症状、認知症の方への接し方、支援の仕方などとなっており、自治会やサロン、企業等に大分県と全国キャラバンメイト連絡協議会が養成したキャラバンメイトと呼ばれる講師を派遣し、実施しております。あわせて、本市では教育委員会と連携し、教育課程の中に取り入れ、全ての中学校の1年生に受講していただいております。

受講後は、サポーターとして認知症を正しく理解し、偏見を持つことなく認知症の人やその家族に対して温かい目で見守っていただくことを基本とし、それぞれの地域において自分なりにできることを実践していただくこととなっております。認知症は、国の推計では団塊の世代が75歳以上となる2025年には約700万人、5人に1人になると言われております。社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症サポーターの養成など、認知症への理解を深めるための取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、認知症になられた方との共生はもちろんのこと、予防するというのも大変重要な課題であります。しかしながら、予防という観点では本市のみならず全国的にもその取り組みが課題となっております。本年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱でも、認知症になっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる共生を目指し、認知症バリアフリーの取り組みを進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など、予防の取り組みを政府一丸となって進めていくとされております。

そういったことから、昨年度、市と医師会、エーザイ株式会社との連携で実施いたしました認知症予防調査事業の成果を活かし、より身近な地域のサロン等において、認知症予防に効果があるメニューを実施できるよう、地域で健康づくり応援事業を本年

9月11日

度から実施しております。現在、頭を使った運動メニューを7サロンが実施しておりますので、今後も地域サロンには積極的に活用していただき、地域ぐるみで認知症予防など、健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） ありがとうございます。本市でも多くのサポーターの研修を受けられた方が知識を習得するため、また家族の方で認知症の方がいらっしゃるのでは家で役に立てばいい、また地域に貢献していきたいという思いで受けられた方、多くのサポーターになられた方が各地域におられることは大変心強いことだと思います。今後も、さらに一人でも多くの方がサポーター養成講座を受けていただきたいと思います。認知症になられた方が安心して暮らせるよう、これからもさらに認知症本人、またご家族へのごく普通の声かけ、見守り、一人も孤立させないようにきめ細かな対応をお願いいたします。

続きまして、最後の質問です。食品ロスの削減の推進について質問をいたします。食品ロスの中で、削減の問題は最近マスコミで頻繁に取り上げられています。年間643万トンの食品廃棄は世界から見ても異常な事態となっています。本年5月食品ロス削減推進法が成立しました。早急にさまざまな取り組みが開始されています。中でも長野県松本市では、食育の推進、生ごみの削減の観点から、もったいないをキーワードとしてあらゆる世代、家庭や外食時など、さまざまな場面で食べ残しを減らす取り組みを推進しています。中でも保育園、幼稚園、また小学校3年生を対象に、食べ物をつくってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食品ロスを減らすための環境教育の実施、また食品ロスをテーマとした紙芝居、絵本の作成等、全国へ発信しています。そこで、本市による食品ロス削減推進についてお伺いいたします。

○議長（菅 健雄君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 食品ロスの削減の推進についてのご質問にお答えします。

食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスはごみ減量の観点からも非常に重要な問題であると認識しております。そのため、自治会やサロン等へ直接出向いてのごみ減量説明会において、買い物前に冷蔵庫を確認することで、無駄な食材を買わな

いようにする取り組みや、料理する際の食材の使い切り、食べきりといった家庭でできる食品ロス削減のお願いをしているところでございます。また、市内の飲食店にご協力いただき、宴会等の始まりの30分間とお開き前の10分間は食事を楽しみ食べ残しを減らす、30・10運動を推進するため、オリジナルコースターの配布やポスター掲示等を行ってきました。

さらに、食べ物を無駄にしないということ子ども時から意識してもらうため、環境学習の中で食品ロスについての説明をするほか、市内小学校3、4年生を対象に夏休みと冬休みにエンジョイエコクラブシートを配布し、環境に関する取り組みの一つとして、毎日の生活の中で食べ残しをしない実践をしてもらうなど、もったいない精神を広げていく取り組みも行っているところでございます。

市といたしましては、今後も市報やケーブルテレビ、ホームページ等を活用して、広く食品ロス削減のお願いをし、ごみ減量に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） ご答弁ありがとうございます。これからも市民の皆様への情報の発信をよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。1番、於久弘治君の発言を許します。1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。今回の9月議会におきましては、私自身が感じたこと、市民の方々が感じたこと、地区にできました施設のことについて質問させていただきます。

午前引き続きの一般質問となり、皆さんお疲れだと思われそうですが、何とぞよろしくお願いいたします。

まず一つ目の質問ですが、鳥獣被害対策の指導についてでございます。

全国的にも年々増加傾向であります鳥獣被害について先般、大分市内で講習会が開催され参加してまいりました。講習会の内容としましてはこちらに資料がございまして、講習会のタイトルは野生鳥獣による農林水産物被害の軽減に向けた研修、主催は大分県農林水産部、江口祐輔先生が講師となり、開催された研修会です。本市においてもイノシシ、シカ

による農作物の被害が報告されており、鉄柵・電気柵の設置、並びに猟友会の協力による駆除等の対策は各所で実施されています。

今、私の手元には豊後高田市の捕獲頭数の推移がございます。平成25年度から30年度にかけて、5年間のデータがございます。まずイノシシにつきましては平成25年度、銃・わなにつきましては頭数が927頭、それに対して平成30年度につきましては1,433頭、シカにつきましては銃・わな合わせて平成25年度は1,466頭、平成30年度は2,178頭となり、この5年間でイノシシ、シカともに、捕獲頭数は約1.5倍となっております。この結果から見ても市長をはじめ耕地林業課の方々と、あと関係する皆様の努力があらわれているものと思われま。また、農作物の被害についても年々減少していると伺っております。

ただ、講習会に参加してわかったことなのですが、イノシシ、シカ等の動物の習性をつかんだ上での対策を行う必要があると思われま。頑張ってもさまざまな対策に取り組んでいるにもかかわらず、その動物の習性を理解した対策になっていないために、どこかにほころびが生まれ、本来の結果につながっていないように思われま。

本市としてもさまざまな形で講習会を開催していますが、市民の方へ確実な情報をお伝えしていくために今後、どのように対応をしていかれるのかをお聞かせください。

○議長(菅 健雄君) 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長(早田博昭君) それでは、於久議員からの鳥獣被害対策の市民への確実な情報伝達における対応ということでお答えいたします。

本市においても、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林業被害が深刻な問題となっております。また、最近では小動物による被害も多発しております。市は、猟友会と連携して、銃やわなによるイノシシ、シカ等の捕獲に努め、平成29年度の3,043頭に対して、平成30年度は3,611頭と確実に捕獲の実績が上がっております。

しかし、動物の繁殖により生息数がふえて、捕獲が追いつかない状況で農作物への被害は続いております。このような中で、市が取り組む捕獲事業において銃・わなによる狩猟者の高齢化により、猟友会の会員が減少しつつある中、新たな狩猟者の確保に向け、新規狩猟免許取得者の講習会費用への補助や猟銃の安全性向上のための射撃訓練費用への補助、

さらに県下一斉捕獲対策や箱わなの貸し出し等の対策を行っているところでございます。その結果が、捕獲数の増につながっていると思われま。

また、被害防止対策としては県単独事業による電気柵、シカネット柵の設置はもとより、集落で取り組む防止柵設置を国庫補助事業により平成29年度は3地区で4,500メートル、平成30年度は4地区で7,130メートルの設置を行い、今年度は8地区で2万6,200メートルの設置を計画しております。

今後も、猟友会による鳥獣の捕獲事業とあわせて、集落ごとの防護柵の設置を行うことにより、鳥獣被害の軽減につながっていくものと考えております。また、地域における農林作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林業を営む集落住民や猟友会の会員等を対象に、被害防止対策の助言等を行う鳥獣害対策アドバイザーを養成する研修会等への参加の要請を行っております。

また、大分県北部振興局との取り組みとして、ワイヤーメッシュ柵等の設置を実施した集落において、市民と一緒に設置状況の確認や防護柵の予防点検、設置後の被害等の点検を行っております。

今後、集落からワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵の設置方法や鳥獣ごとの対策等について講習会開催の要望が出れば、大分県と連携し大分県森との共生推進室や北部振興局等の関係機関の協力を得ながら、鳥獣害対策の専門家を講師として招いて、出前授業を開き、講話や実技演習等により、市民へ動物の行動特性や習性を考慮した防護柵の設置方法や設置後の管理、及び点検方法等の講習会を開催したいと考えております。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 1番、於久弘治君。

○1番(於久弘治君) ご答弁ありがとうございます。鳥獣被害は的確な対策を施せばまだまだ少なくしていけるものと感じております。つまり、同じ労力をかけて同じようなこととしても、一工夫加えるだけでその効果が出る、出ないとは大きな差が生まれます。豊後高田市として、先程お話をされた指導を確実に行っていただき、農家の方々が安心して作業を進めていけるようになってほしいと思います。早田課長、今後ともご指導のほどよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2つ目の質問ですが、市役所1階の空きスペース利用についてでございます。皆さんも同じように感じて

9月11日

いると思われませんが、市役所の玄関口はとても清潔感があり、仏の里を彷彿させる仁王像が市民の方々をお出迎えする新しい庁舎らしいつくりになっております。玄関口を入ると一直線に伸びた通路の両側に部署ごとに配列し、部署別に色分けされた表示がとても大きくわかりやすくなっております。

一步、玄関を入ると突き抜けの広々とした空間を感じることができそうですが、あまりの静かすぎるため、人の気配をあまり感じることはできません。また、奥の部署へと入っていくことに少し抵抗があり、子どもさんにとってはちょっと話をしゃべってはいけないような雰囲気も感じられ、不安を感じるのではないかと思います。

例えばではありませんが、空スペースに本市のふるさとキャラクターでありますラッピーの模型やホーランエンヤ船のミニチュア版を設置するのもよいのではないかと思います。市役所は市民の方々が気軽に、気さくに入ってきていただき、さまざまな問題のご相談をしていく場所でもあります。できることから結構です。何とぞご検討のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 於久議員の市役所1階の利用についてのご質問にお答えをいたします。

まず、新庁舎の建設に際しましては、市民懇話会、広報誌等での意見公募を行いました。庁内においては検討委員会、ワーキンググループを設置する中で、広く意見を聴取し、議論を尽くしたところでございます。特に、1階、玄関部分ですね。部分の課の配置等につきましては、旧庁舎が大変狭かったことから、来庁者が玄関から職員の見線に触れて入りづらいというご意見や、相談内容が他人に漏れて話づらい、職員や他のお客さんの視線が気になるといった構造上の問題点が多く指摘をされたところであります。

そのため、新庁舎におきましては、プライバシーの保護に十分に配慮した窓口スペースを確保しつつ、お客様への利便性向上に心がけてきたところでございます。活用面につきましても、高田庁舎の玄関から1階部分につきましては、市民が利用しやすい庁舎、親しめる庁舎、そういったことを基本的な考え方としまして、子ども連れのお客様でも安心して利用できるキッズコーナー、授乳室の設置、待合スパー

スや用途に応じた相談室を確保しております。

また、玄関を入ってすぐ右側の会議室では、選挙時における期日前投票所、それから年金相談、税の申告会場、そしてまた絵画や写真、アート作品等を展示するギャラリーとしてなど、多目的に活用しているところであります。あわせてロビー空間では、コスモスホールで行われる各種会議での打ち合わせ、それから待合場所としてなど、交流を目的としたコミュニティスペース、市政等に関する情報コーナーなど、開放的で見通しのよい空間づくりに配慮しているところでございます。

それから、職員対応につきまして来庁者へのご挨拶はもちろんのこと、担当課の案内などに対しまして、積極的にお声がけをするよう指示をしてきたところであります。今後とも、皆様の来庁時には不安を感じることをないよう、丁寧な対応と気持ちのよい環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） ご答弁ありがとうございます。挨拶は全ての基本でございます。私もそうですが親しい間柄だと気さくにおはようございます。こんにちとは会ってすぐ言えるのですが、初めて会われる方、時々会われる方に対しては挨拶をするのは誰でも苦手なものです。しかし、市役所は豊後高田市民みんなの財産です。どんな形であってもおはようございます。こんにち、どちらの窓口に来られたんですかなど声かけは、市民の方々より先に行っていたきたいと思っております。

各職員の方々が、持っている処理しなければならない業務がかなり多いことも充分理解しています。佐藤課長、何とぞご配慮のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。3つ目は、どんぐり河内への今後の協力についてでございます。

ことし、佐々木市長の多大なるご協力のおかげで、河内の佐野地区に放課後等デイサービスどんぐり河内が開設されました。ここで、どんぐりについて少しだけ説明させていただきます。どんぐりでは、小学校から高校生までの児童を対象に発達の支援やご家族の方の子育てでの悩みについて相談ができ、コミュニケーションが取りにくい、運動が苦手、手先の不器用さがあるなど、些細なことからその子のペー

スにあわせた成長のお手伝いをしていただける施設でございます。

河内地区の市議会議員として、時間が許す限りではございますが、私もさまざまなイベントに参加させていただいています。発達が気になる就学児童、子どもたちに対する職員の方々の丁寧かつ自立を促す接し方や、河内地区の地元住民と溶け込んでいく前向きな姿勢には、とても感銘を受けております。本市としては、このような障がい福祉サービス事業所を今後、どのような形でサポートされていかれるのかをお聞かせください。

○議長(菅 健雄君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、どんぐり河内など、市内の障がい福祉サービス事業所へのサポートについてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、これまで市内には放課後等デイサービス事業所は1カ所しかなく、定員を超えた場合には市外の事業所を利用しなければならない状況でありました。そのため、大分県社会福祉事業団のご協力をいただきまして、新たに旧河内幼稚園を活用し、放課後等デイサービス事業所どんぐり河内が本年4月に開設されました。

今回の新たな事業所の開設により、発達の気になる子どもさんへの支援の充実が図られましたことは、市といたしましても非常にありがたく思っているところであります。このような子どもを対象としたサービス以外にも、障がいのある方の自立した日常生活への支援や社会参加の促進、就労支援、在宅での生活が困難な方のための入所施設など、さまざまな障がい福祉サービスを行う事業所が市内には6つございます。

障がい福祉サービスを必要とされる方が必要な時にスムーズに適切なサービスが利用できるようにするためには、日ごろからの事業所との連携が非常に重要となってきます。そのため、地域における障がい者などへの支援体制に関する課題について、情報共有し関係機関などの連携や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、豊後高田市地域自立支援協議会やその専門部会へ事業所の代表者やスタッフに参画していただき、制度などの情報提供や相談対応の状況、課題や問題点に対する検討などを行っております。あわせて、就労支援や工賃向上の取り組みを行うため、就労促進セミナーやイベント等への参加など、企画段階から参画していただき、連携を図りながら進めているところであります。

今後も、支援を必要とされる方に対し、きめ細かなサービスを提供するために、市内の事業所や関係機関と連携を密にしながら、障がい福祉施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 1番、於久弘治君。

○1番(於久弘治君) ご答弁ありがとうございます。どんぐり河内に限らず、障がいを持つ方々には今後とも豊後高田市として十分に配慮していくことがとても重要であると認識しております。障がいを持つ方々も年齢、性格もそれぞれ違っています。その全てに対応できることが最も理想ではありますが、可能な限り個人個人にあった相談、お手伝いをしていただける施設を存続していけるよう、豊後高田市としてもよい方向になるよう、一緒に取り組んでいきたいと思っております。植田課長、今後ともよろしく願います。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(菅 健雄君) これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすから9月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月20日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は9月18日午後5時まで提出願います。

本日は、これにて散会します。

午後1時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 土 谷 信 也

豊後高田市議会議員 成 重 博 文